

農林水産部 における随意契約の実績 (令和5年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------------------|---|-----------|-----------|--|--|-------------------|---|-----|
| 1 | 農林水産 総務課 | 令和5年度「農 林水産業の稼 働力強化事業」 に係る委託業 務 | 令和5年7月21日 | 7,288,435 | 株式会社流通研究所 | 神奈川県厚木市寿町1丁 目4番3-2号 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、企画提案選定要領に定める委員全体平均点50%以上の基準を満たしたため、契約の相手方として選定した。 | |
| 2 | 農林水産 総務課 | 令和5年度「沖 縄型みどりの 食料システム 戦略構築事業」 に係る委託業 務 | 令和5年8月21日 | 9,827,400 | 沖縄県環境科学セン ター・建設技術研究所コ ンソーシアム ①一般財団法人沖縄県 環境科学センター ②株式会社建設技術研 究所沖縄支社 | ①沖縄県浦添市経塚720 番地 ②沖縄県那覇市泊2丁目 1番18号 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1合同企業体から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の合同企業体の提案は、企画提案選定要領に定める委員全体平均点50%以上の基準を満たしたため、契約の相手方として選定した。 | |
| 3 | 農業研究 センター本 所 | 物品売買契約 (ゲルイメージ ング装置の購 入) | 令和5年7月13日 | 1,452,000 | 西川計測(株)沖縄営業 所 | 沖縄県那覇市久茂地1丁 目12番12号 | 第167条の2 第1項第8号 | 一般競争入札を行い、再度の入札に付したが落札者がなかった為、最低額を入札した者に見積書の提出を依頼し、選定した。 | |
| 4 | 農業研究 センター本 所 | 連棟平張施設 の被覆資材お よび戸の修繕 契約 | 令和5年9月21日 | 2,299,000 | (株)三和アグリテクノ | 沖縄県中城村字南浜202 番地4 | 第167条の2 第1項第8号 | 一般競争入札を行い、再度の入札に付したが落札者がなかった為、最低額を入札した者に見積書の提出を依頼し、選定した。 | |
| 5 | 農業研究 センター石 垣支所 | 育苗ガラス温 室および野菜 病害虫診断ガ ラス温室修繕 契約 | 令和5年9月14日 | 2,030,490 | 丸元ガラス | 沖縄県石垣市真栄里田 原756-16 | 第167条の2 第1項第8号 | 本業務について、一般競争入札の公告を行ったところ左記業者以外の一者から入札参加の申込みがあったが辞退した。また、その他の入札参加者がいなかったため、その後、見積合わせを実施し左記業者が予定価格の範囲内で価格を提示したため、契約の相手方とした。 | |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和5年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|------------|-----------|-----------|-------------|----------------------|------------------|---|--------|
| 6 | 畜産研究センター | 家畜飼料売買単価契約 | 令和5年7月3日 | 3,323,152 | 沖縄県農業協同組合 | 沖縄県那覇市壺川2丁目9番1号 | 第167条の2第1項第6号 | 生育ステージに応じて多種の給餌飼料が必要であり、これら飼料を一元的に扱う業者が限られることから、随意契約とした。 | 特命随意契約 |
| 7 | 畜産研究センター | 家畜飼料売買単価契約 | 令和5年7月3日 | 3,596,100 | (株)森栄飼糧 | 鹿児島県鹿屋市輝北町下百引2945番地3 | 第167条の2第1項第6号 | 生育ステージに応じて多種の給餌飼料が必要であり、これら飼料を一元的に扱う業者が限られることから、随意契約とした。 | 特命随意契約 |
| 8 | 畜産研究センター | 家畜飼料売買単価契約 | 令和5年7月3日 | 1,978,625 | 沖縄県酪農農業協同組合 | 八重瀬町友寄960番地 | 第167条の2第1項第6号 | 生育ステージに応じて多種の給餌飼料が必要であり、これら飼料を一元的に扱う業者が限られることから、随意契約とした。 | 特命随意契約 |
| 9 | 畜産研究センター | 家畜飼料売買単価契約 | 令和5年7月3日 | 3,436,880 | 琉球飼料(株) | 浦添市港川495番地の3 | 第167条の2第1項第2号 | 当センターでは琉球飼料株式会社と委託販売契約を締結し、銘柄「琉球元豚アゲー」として販売しており、出荷数の大部分を占めている。「琉球元豚アゲー」として出荷するには肉質の安定・向上を図るため専用肥育飼料を給与する必要があるが、その取扱いは琉球飼料株式会社のみであるため。 | 特命随意契約 |
| 10 | 畜産研究センター | 黒毛和種子牛売買契約 | 令和5年7月19日 | 4,968,378 | 沖縄県農業協同組合 | 沖縄県那覇市壺川2丁目9番1号 | 第167条の2第1項第2号 | 検定調査牛は血統、月齢等が全国和牛登録協会の定めた和牛種雄牛産肉能力検定法の調査牛の条件を満たすものでなければならぬことから、購入の対象となる子牛が限定されるため。 | 特命随意契約 |
| 11 | 畜産研究センター | 黒毛和種子牛売買契約 | 令和5年8月14日 | 4,959,360 | 沖縄県農業協同組合 | 沖縄県那覇市壺川2丁目9番1号 | 第167条の2第1項第2号 | 検定調査牛は血統、月齢等が全国和牛登録協会の定めた和牛種雄牛産肉能力検定法の調査牛の条件を満たすものでなければならぬことから、購入の対象となる子牛が限定されるため。 | 特命随意契約 |
| 12 | 畜産研究センター | 黒毛和種子牛売買契約 | 令和5年8月16日 | 3,165,921 | 沖縄県農業協同組合 | 沖縄県那覇市壺川2丁目9番1号 | 第167条の2第1項第2号 | 検定調査牛は血統、月齢等が全国和牛登録協会の定めた和牛種雄牛産肉能力検定法の調査牛の条件を満たすものでなければならぬことから、購入の対象となる子牛が限定されるため。 | 特命随意契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和5年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|-------------------------------|-----------|------------|--|---------------------------|-------------------|---|--------|
| 13 | 畜産研究センター | 黒毛和種子牛 売買契約 | 令和5年8月17日 | 8,994,350 | 沖縄県農業協同組合 | 沖縄県那覇市壺川2丁目 9番1号 | 第167条の2 第1項第2号 | 検定調査牛は血統、月齢等が全国和牛登録協会の定めた和牛種雄牛産肉能力検定法の調査牛の条件を満たすものでなければならぬことから、購入の対象となる子牛が限定されるため。 | 特命随意契約 |
| 14 | 畜産研究センター | 黒毛和種子牛 売買契約 | 令和5年9月15日 | 1,722,799 | 沖縄県農業協同組合 | 沖縄県那覇市壺川2丁目 9番1号 | 第167条の2 第1項第2号 | 検定調査牛は血統、月齢等が全国和牛登録協会の定めた和牛種雄牛産肉能力検定法の調査牛の条件を満たすものでなければならぬことから、購入の対象となる子牛が限定されるため。 | 特命随意契約 |
| 15 | 海洋深層水研究所 | 沖縄県海洋深層水研究所 ろ過機制御盤及び機器修繕契約 | 令和5年7月3日 | 7,000,000 | ヤンマー沖縄(株) | 沖縄県宜野湾市大山7丁目 11番12号 | 第167条の2 第1項第2号 | 本設備は、ヤンマー沖縄株式会社がプログラム、設計製作したもので、修繕にあたっては、製作時と同一の手法を用いてプログラム、部品の取替を行う必要があるため。 | 特命随意契約 |
| 16 | 流通・加工推進課 | 中央卸売市場再整備方針策定に向けた調査事業 | 令和5年7月5日 | 23,969,000 | (株)流通研究所 | 神奈川県厚木市寿町1丁目 4番3-2号 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を企画提案審査会において審査したところ、総合点数の評価が基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。 | |
| 17 | 流通・加工推進課 | 第5次沖縄県地産地消推進計画策定事業 | 令和5年7月10日 | 7,579,990 | 株式会社 マイファーム | 京都府京都市下京区東塩小路町607番地辰巳ビル1階 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を企画提案審査会において審査したところ、左の社の提案は総合得点が最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 18 | 流通・加工推進課 | 沖縄県食品等流通合理化総合対策業務委託 | 令和5年7月28日 | 29,832,683 | 株式会社日本能率協会 総合研究所・公益社団法人 日本ロジスティクスシステム協会 共同企業体 | 東京都港区芝公園三丁目 1番22号 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、3カ年プロジェクト業務(令和4年度から令和6年度)として、令和4年度に公募型プロポーザル方式により、当該団体を選定したものである。 中間年度となる令和5年度は、前年度実績を踏まえ、継続的な取組を効率的・効果的に推進する必要があるため、前年度と同一事業者を契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和5年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|------------------------------|-----------|-----------|---------------------|----------------|-------------------|---|--------|
| 19 | 営農支援課 | 令和5年度マイナー作物の農薬登録にかかる作物残留分析業務 | 令和5年7月11日 | 1,491,600 | 一般財団法人沖縄県環境科学センター | 沖縄県浦添市字経塚720番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務はパイナップルの害虫であるパイナップルコナカイガラムシの農薬の適用拡大のための分析試験である。現状使用できる農薬の供給の提供が停止されることから、早急に試験データを揃える必要があり、分析においては試料調整後直ちに必要な処理を施し分析に供する必要があるため、県内に施設を有し農薬登録にかかる残留分析の実績がある一般財団法人沖縄県環境科学センターへ委託することとした。 | 特命随意契約 |
| 20 | 園芸振興課 | 園芸拠点産地の生産力強化事業委託業務 | 令和5年7月27日 | 2,000,000 | 公益社団法人沖縄県園芸農業振興基金協会 | 那覇市壺川2丁目9番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | 沖縄県における園芸農産物の安定的な生産出荷の推進等を目的に事業を実施している公益法人であり、他に沖縄県農業協同組合の出荷情報の取得や系統外出荷のデータ双方の収集が可能な事業者がないため。 | 特命随意契約 |
| 21 | 園芸振興課 | 熱帯果樹優良種苗供給実証事業委託業務 | 令和5年7月28日 | 5,918,995 | 沖縄県農業協同組合 | 那覇市壺川2丁目9番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | パインアップルの種苗生産体制を整備し、産地の生産振興およびブランド化の推進を図る事が目的であるため、その性質が競争的入札に適しない。 沖縄県農業協同組合はパインアップル生産部会や育苗ハウスを有しており、種苗増殖体制が整っている。それらの事により、適用基準を満たしているため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 22 | 糖業農産課 | さとうきび優良種苗安定確保事業委託契約 | 令和5年9月11日 | 5,442,580 | 北部地区さとうきび生産振興対策協議会 | 名護市伊差川798-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本委託契約はさとうきびにおける種苗伝染性の病害の蔓延を防ぐため、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターが生産した苗を元に原種苗の増殖を目的としている。そのため、競争入札に適さず、健全な苗の増殖技術を有する当該団体を選定した。 | 特命随意契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和5年度2／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----------|---------------------------|-----------|------------|-----------------------|-----------------------------|-------------------|--|--------|
| 23 | 糖業農産課 | 令和5年度おきなわ特産農作物モデル実証事業委託業務 | 令和5年7月20日 | 11,699,999 | おきなわ特産農作物モデル実証事業共同企業体 | 中頭郡西原町字千原1番地 琉球大学産学官連携推進機構内 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、総合点数の評価が基準を満たし、点数の高い業者を、契約の相手方として選定した。 | |
| 24 | 中央家畜保健衛生所 | 業務用自動車賃借契約 | 令和5年7月31日 | 1,012,000 | 株式会社トヨタレンタリース沖縄 | 那覇市赤嶺2丁目13-1 | 第167条の2 第1項第6号 | リース期間を満了した車を再リースした方が、経費削減、有利となるため、同一の契約相手方となった。 | 特命随意契約 |
| 25 | 中央家畜保健衛生所 | 死亡牛専用冷凍保管庫冷却設備修繕契約 | 令和5年8月10日 | 1,450,000 | 株式会社アサヒプラント | 那覇市小祿2丁目8番地10 | 第167条の2 第1項第5号 | 緊急を要するため早急に対応できる業者を選定した。 | |
| 26 | 家畜改良センター | 乳用牛用飼料単価契約(第2四半期) | 令和5年7月1日 | 33,148,865 | 沖縄県酪農農業協同組合 | 八重瀬町字友寄960番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 県内において当該事業者以外では乳用牛用飼料の多品目を取り扱っていないため。また、乳用牛発育への影響から飼料の継続性を保つ必要があるため。 | 特命随意契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和5年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------|---|-----------|-----------|-----------------------|----------------------|-------------------|--|------------|
| 27 | 農地農村 整備課 | 令和5年度 赤 土対策進捗管 理システム入 力作業委託業 務 | 令和5年8月14日 | 4,499,000 | 沖縄県土地改良事業団 体連合会 | 沖縄県南風原町字本部 453番地3 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>赤土対策進捗状況管理システムは「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」における流出削減目標量に対する対策の進捗確認及び効果的な対策の手法の選定に活用することを目的に、平成25年度から26年度にかけて開発されたものであり、最新の農地情報に更新していくことが必要であることから、システム開発にあたっては、最新農地情報を保有している水土里情報システム(以下、GIS)を基盤とすることとしている。</p> <p>今回委託する業務は、GISを基盤とする赤土対策進捗状況管理システムにおいて、令和4年度に実施した赤土流出防止の土木的対策の施工図等をGIS保有の最新農地情報(農地筆レイヤー)と重ね合わせる作業等を行い、「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」の評価に係る基礎資料を作成することから、GISを一元的に管理・運用している沖縄県土地改良事業団体連合会のみが実施することができるため、沖縄県土地改良事業団体連合会を契約相手として選定した。</p> | 特命随意 契約 |
| 28 | 森林管理 課 | 令和5年度 沖 縄きのこ知っ て・食べて・健 康増進委託業 務 | 令和5年7月4日 | 6,591,200 | 光文堂コミュニケーション ズ株式会社 | 沖縄県南風原町字兼城 577番地 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は、県民に対する県産きのこのPR内容において評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。</p> | |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和5年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|------------------------------|-----------|-----------|--------------------|----------------------------|-------------------|--|--------|
| 29 | 森林管理課 | 令和5年度 県産木製品カタログ利用促進実証事業委託業務 | 令和5年7月19日 | 4,688,190 | 有限会社 沖縄マーケットプランニング | 沖縄県浦添市城間2丁目29-3クロスロードAG201 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、令和4年度から令和6年度までの3年間の継続事業であり、中間年度となる令和5年度は、前年度調査で得られた販売データや市町村から挙げられた意見などの反映が必要となる。また、これまでの事例を参考にその経営分析や県内地域での反映・活用方法の検討が必要となる。 これらの取組を、事業の継続性を担保しつつ効率的・効果的に推進するため、前年度と同一の社を契約の相手方とした。なお、令和4年度の業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用した。 | 特命随意契約 |
| 30 | 南部林業事務所 | 令和5年度 県営苗畑災害復旧工事 | 令和5年8月7日 | 4,345,000 | (株)玉清組 | 沖縄県糸満市西崎町5丁目6番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 本工事は、令和4年度6月豪雨で被災した県営苗畑における道路復旧工事である。 当該被災道路の路体にあたる被災下部では、南部農林土木事務所所管の排水路施設も同時に被災した。 当該箇所は作業空間が狭く、複数の工事業者が同時に作業することが難しいのに加え、排水路復旧工事と一連で道路復旧工事(土工、擁壁工、法面保護工等)を施行しなければ大雨等で再度被災することが危惧される。また、一連で施行することで目的物に瑕疵があった場合でも責任を明確化できるほか、工事準備期間も短縮できることから、南部農林土木事務所の排水路復旧工事を受注した工事業者を契約相手として選定した。 | 特命随意契約 |
| 31 | 水産課 | パラオ共和国との技術・人材交流のためのパラオ派遣委託業務 | 令和5年7月31日 | 2,814,000 | 株式会社国際旅行社 | 沖縄県那覇市久茂地3-4-10YAKA2階 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行い企画提案内容等を企画提案審査会において審査したところ、総合点数の評価が基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。 | |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和5年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------------------|--------------------------------|-----------|-----------|-------------------|---------------------|-----------------------------------|---|----------|
| 32 | 水産課 | 沖合操業の安全確保支援事業実施補助委託業務 | 令和5年7月12日 | 2,359,500 | 一般社団法人 沖縄県無線協会 | 沖縄県糸満市西崎1-4-11 | 第167条の2 第1項第2号 | 「沖合操業の安全確保支援事業」の補助を担う業務であり、漁業無線、漁船等船舶に関する高度な知識を持ち、漁業団体無線機メーカー、漁業者との無線機器の調整及び県の検査業務支援を行えるのは県内でも唯一同団体であることから契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 33 | 北部農林水産振興センター森林整備保全課 | 令和5年度県営林道施設災害復旧調査測量設計委託業務(その3) | 令和5年7月3日 | 1,694,000 | 琉球建設コンサルタント株式会社 | 沖縄県浦添市伊祖一丁目32番8号 | 地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第5号 | 本業務は、令和5年6月13日の豪雨により路肩決壊した林道施設災害復旧に必要な測量設計業務である。被災した伊江Ⅱ号林道は、地域の生活用道路としても利用されていることから、被災箇所拡大防止のため、早急に被災箇所及び周辺の現状と被災原因の調査を行い、復旧対策の検討を行う必要がある。そのため、契約に際しては令和5・6年度入札参加資格者名簿(土木)で登録されている林道設計等の知見を有し、早急な対応が可能である3者から見積を聴取し、選定を行った。 | |
| 34 | 北部農林水産振興センター森林整備保全課 | 令和5年度地域材利用促進モデル事業 | 令和5年9月20日 | 2,997,000 | 沖縄北部森林組合 | 沖縄県名護市宇宇茂佐の森913番地の2 | 地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号 | 本業務は、市町村が地域材の利用を促進するために必要となるノウハウの普及を目的として、収穫伐採から伐採木の製材、乾燥、及び木製品の製作までをモデル的に実施するものであり、収穫伐採の知見、技術や木材の製材、乾燥等の知見、関係者間調整、勉強会の運営等、多岐にわたるノウハウが必要となる業務である。そのため、価格による一般競争入札よりも、企画提案により効果的な手法を幅広く募集し、その中から最適な委託先を選考する企画競争型随意規約を採用し、選定を行った。 | プロポーザル方式 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和5年度2／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------------------------------|--|-----------|-----------|---------------------|----------------------|-----------------------------------|--|-----|
| 35 | 北部農林 水産振興 センター森 林整備保 全課 | 令和5年度県 営林道施設災 害復旧測量設 計委託業務(そ の4) | 令和5年9月1日 | 1,496,000 | 株式会社 沖橋エンジ アリング | 沖縄県那覇市字国場243 番地 | 地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第5号 | 本業務は令和5年8月5日の台風6号に伴う豪雨により路肩決壊した林道施設災害復旧に必要な測量設計業務である。被災した源河有銘林道及び嘉陽林道は地域の生活用道路としても利用されていることから、被災箇所拡大防止のため、早急に被災箇所及び周辺の現状と被災原因の調査を行い、復旧対策の検討を行う必要がある。そのため、契約に際しては、令和5・6年度入札参加資格者名簿(土木)で登録されている林道設計等の知見を有し、早急な対応が可能である3者から見積を聴取し、選定を行った。 | |
| 36 | 北部農林 水産振興 センター森 林整備保 全課 | 令和5年度県 営林道施設災 害復旧測量設 計委託業務(そ の6) | 令和5年9月11日 | 1,551,000 | 琉球建設コンサルタント 株式会社 | 沖縄県浦添市伊祖一丁 目32番8号 | 地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第5号 | 本業務は令和5年8月1日から6日までの台風6号に伴う暴風及び豪雨により路肩決壊した林道施設災害復旧に必要な測量設計業務である。被災した源河有銘林道は地域の生活用道路としても利用されていることから、被災箇所拡大防止のため、早急に被災箇所及び周辺の現状と被災原因の調査を行い、復旧対策の検討を行う必要がある。そのため、契約に際しては、令和5・6年度入札参加資格者名簿(土木)で登録されている林道設計等の知見を有し、早急な対応が可能である3者から見積を聴取し、選定を行った。 | |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和5年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------------------------------|---------------------------------------|-----------|-----------|---------------------|-------------------------|-------------------|---|------------|
| 37 | 北部農林 水産振興 センター農 業水産整 備課 | 真喜屋ダム堤 体観測機器施 設点検整備委 託業務(R5) | 令和5年9月21日 | 2,145,000 | 株式会社 シーイー | 沖縄県宜野湾市大謝名3 丁目13番11号 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本業務の点検対象設備は、ダム堤体監視に不可欠である埋設計器(間隙水圧計、鉄筋計、継目計等)及び地震計、漏水観測装置とこれら機器を制御する多くの周辺精密機器である。これらの設備は、会社独自の特別仕様により周辺機器と一体化されたシステムである。</p> <p>このため、以下の理由により、株式会社シーイーと随意契約を締結した。</p> <p>①本点検対象設備のシステムプログラムの設計・施工者の県内唯一の代理店であり、観測機器の仕組みに精通し堤体観測装置の総合的な知識を有する</p> <p>②本点検対象設備及びシステムプログラムは特別仕様のため、保守点検等により早急な部品交換の必要が生じたときには、当業者は設計・施工者の代理店であることから、早急な対応が可能である。</p> <p>③本設備の各種計器は、一体的な機能発揮が求められるなど密接不可分な関係にあるため、同一業者に履行させなければ、障害発生時に責任の所在が不明確になる恐れがある。</p> | 特命随意 契約 |
| 38 | 北部農林 水産振興 センター農 業水産整 備課 | 業務用車両賃 貸借契約 | 令和5年9月22日 | 1,100,880 | 株式会社トヨタレンタリース 沖縄 | 沖縄県那覇市赤嶺2丁目 13-1 | 第167条の2 第1項第6号 | <p>当該車両は、平成30年10月1日から導入し、令和5年9月30日で5年間のリース契約を終える。当該車両は、環境再生課実施の電動車転換促進事業の対象であり、令和6年度に電動車に入れ替え予定である。電動車が納車されるまでの期間は、各所属で既存車両の活用等に対応しなければならない。当該車両は、勤務公舎と真喜屋ダムの往復等日々の業務に使用し、使用頻度が高く、災害時にも走行を要する。そのため、特殊な加工を施した車両である必要があり、課内の他の公用車では対応不可である。また、同等車両の新規リースでは、再リースに比べて著しく高価になる。以上の理由から1年再リース契約を締結した。</p> | 特命随意 契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和5年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------------------------------|---------------------------------------|-----------|------------|--------------------------------------|------------------------|-------------------|--|------------|
| 39 | 北部農林 水産振興 センター農 業水産整 備課 | 真喜屋ダム制 御機器保守点 検委託業務 (R5) | 令和5年9月29日 | 1,705,000 | 富士通ネットワー クソリューションズ 株式会 社 沖縄事務所 | 沖縄県那覇市久茂地1丁 目12-12 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>今回点検の対象となる設備は、富士通ネット ワークソリューションズ株式会社独自の特別仕 様により周辺機器と一体化されたシステムであ る。このため、以下の理由により、同社と随意 契約を締結した。</p> <p>①富士通ネットワー クソリューションズ株式 会社は、対象設備の設計・施工メーカーであり、 本計器の仕組みに精通しダム制御機器の総 合的な知識を有する。 ②保守点検等により早急な部品交換の必要が 生じたときには、交換部品の調達、修繕作業等 を迅速かつ確実に実施できる。 ③本設備の各種計器は、一体的な機能発揮が 求められるなど密接不可分な関係にあるた め、同一業者に履行させなければ、障害発生 時に責任の所在が不明確になる恐れがある。</p> | 特命随意 契約 |
| 40 | 宮古農林 水産振興 センター農 林水産整 備課 | 佐良浜漁港浮 棧橋(4)災害 調査検討委託 業務(R5) | 令和5年8月14日 | 5,445,000 | (株)環境技研ウェーブ | 那覇市寄宮3丁目12番13 号 | 第167条の2 第1項第5号 | <p>本業務は、台風2号による棧橋の被災状況、 被害原因及び復旧作業方法等に係る調査測 量設計を行うものである。 災害調査委託業務となり緊急を要することか ら、「漁港漁場施設等における災害及び事故 発生時の応急対策業務等に関する基本協定 書」に基づき選定した。</p> | 特命随意 契約 |
| 41 | 宮古農林 水産振興 センター農 林水産整 備課 | 種子川地区ほ 場整備工事(R 5-2) | 令和5年9月6日 | 38,830,000 | (有)南開建設 | 宮古島市平良字東仲宗 根558番地の3 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本工事は、種子川地区ほ場整備工事において 営農に支障のある石礫を除去することを目的 とした工事である。 表土40cmを施工できるストーンクラッシャーが 必要であるが、宮古管内では当該業者しか所 有していないため選定した。</p> | 特命随意 契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和5年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------|--------------------------------------|-----------|-----------|-------------------|----------------------|-------------------|---|-----|
| 42 | 村づくり計 画課 | 農福連携専門 人材育成・普及 啓発推進事業 業務委託 | 令和5年7月27日 | 3,498,000 | 有限会社アイディ・ブラン ド | 沖縄県那覇市銘苅1-2- 22 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があり、それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、農福連携の周知を図る講演会や専門人材育成研修の企画内容の評価が高く、評価順位が1位であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 43 | 水産課 | 漁船取締船「は やて」「はやて2 号」漁船保険の 更新 | 令和5年7月13日 | 1,507,219 | 日本漁船保険組合沖縄 県支所 | 沖縄県那覇市前島3丁目 25-39 | 第167条の2 第1項第2号 | 日本漁船保険組合は、漁船損害等補償法に基づき設立された機関であり、漁業者を保護育成する見地から保険料の一部を国庫負担する国庫補助事業を実施している。なお、漁船保険は国が再保険する公営保険であり、本県は、漁業者に対し公営保険である漁船保険への加入を促している。 また一定期間無事故であれば、保険料支払額に応じ、無事戻金による還付があるとともに、一般の損害保険会社に比べ事故発生時の免責額(自己負担額)が優遇されているため、契約の相手方とした。 | |